

○佐久穂町海瀬総合グラウンド使用料

(単位：円)

利用区分			使用料			
			早朝 5：00～ 7：00	午前 8：30～ 12：00	午後 12：00～ 17：00	全日 8：30～ 17：00
運動場	専用する 場合	体育に 利用する場合	500	1,000	1,200	2,000
		体育以外に 利用する場合	5,000	10,000	12,000	20,000
	専用しな い場合	1人について2時間（2時間未 満の端数があるときは2時間に 引き上げる。）				50
ネット裏 管理室	スポーツ団体が 利用する場合		100	200	300	500
	スポーツ団体以外が 利用する場合		200	400	600	1,000
管理棟	スポーツ団体が 利用する場合		100	200	300	500
	スポーツ団体以外が 利用する場合		200	400	600	1,000
<p>(備考)</p> <p>1 野球利用の場合は1面をもって料金単位とする。</p> <p>2 管理棟利用の場合は、1室をもって料金単位とする。</p> <p>3 早朝とは、利用時間がおおむね午前5時から午前7時までとする。</p> <p>4 町外の者及び団体が利用する場合の使用料は、本表に掲げる料金の倍額とする。</p>						